

## 第5回 元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議 会議録

「委員」	座	長	中	林	一	樹	
	委員（座長代理）		藤	井	恵	介	
	委	員	在	塚	礼	子	
	委	員	栗	生		明	
「幹事」	企画政策部長		佐	藤	正	子	
「事務局」	政策研究担当課長		井	内	雅	妃	
	みどり公園課長		佐	久	間	康	一
	施設管理課長		鵜	沼	秀	之	

開催日：平成27年3月19日（木）

中林座長

定刻になりましたので始めたいと思います。最初に配布資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

井内政策研究担当課長

はい。おはようございます。第5回の元町公園の保全および旧元町小学校の有効活用検討会議ということで始めさせていただきます。まず委員の出席状況でございますが、欠席なしということで全員お見えになってございます。配布資料の説明でございますが、本日は次第、それから資料8といたしまして、2ページ以降でございますが、保全および有効活用に関する提言の素案ということでお付けしてございます。以上になります。

中林座長

それでは本日の議題に入りたいと思います。本日提言書の書き込みについても、具体的にご意見等伺いながら審議を進めていきたいと思います。ではまず次第の1。元町公園および旧元町小学校の保全、有効利用に関する提言素案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

井内政策研究担当課長

はい。それでは資料8をご覧くださいと思います。こちらの資料ですが、直前まで調整が入っておりまして、当日のお配りとなってしまったことにつきましておわび申し上げます。今日の検討の時間の中で少しお読みいただく時間なども、必要であれば取らせていただければと思っております。まずはざっと概要のほうを事務局より説明をさせていただきます。

それでは1枚おめくりいただきまして、まず目次でございます。構成といたしましては、「はじめに」それから2といたしまして、施設の概要、沿革、それから周辺を含む計画地の状況。その(3)といたしまして「歴史性について」。こちらは本検討会議の中でかなり熱心にご議論いただいた部分かと思っておりますので、そちらを掲載しておきたいというふうに思っております。

それから3が「保全、利活用にあたって」ということで、このあたりから課題、それからどういった保全、利活用を行っていくかという視点という形でまとめてございます。最後4、今後の整備に向けてということでございます。

付属資料としましては、今日は実物はお付けしてないんですが、写真、それから図面といったところを、それから検討会議の関連資料といたしまして、名簿ですとか、要綱ですとか、検討経過というようなところをつけていきたいというふうに考えております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして1ページでございます。まず「はじめに」というところで、本検討会議の設置目的を記載させていただいております。

歴史性ですとか、防災の視点、街並みや景観、利活用などについてということで、主に建築や防

災の専門的見地から保全と利活用の基本的な考え方、それから手法について調査、検討を重ねてきたということでございます。今後の方向性としましても、本提言書を基にしまして、区として今後、保全と利活用を具体化して、長期的な有効活用が図られることを期待するという文言を記載させていただいております。

続きまして2ページでございますが、施設の概要ということで、こちらについては、これまでも資料の中でも記載させていただいているところですが、それぞれ公園と旧小学校につきまして、所在地を含む概要、それから沿革を記載してございます。こちらと対応するような形で後ろのほうに資料集ということで、それぞれ写真ですとか図面をつけていくことを考えてございます。

続きまして3ページでございます。2)といたしまして「計画地および周辺状況等」として、それぞれ計画地、それから周辺の都市計画を記載しているところでございます。また としましては、「対象施設の地域防災計画上の位置づけ」といたしまして、公園と学校それぞれにつきまして区の地域防災計画上どういったことになっているかということに記載させていただいております。

続きまして4ページでございます。計画地の周辺について、防災関連施設ということでまとめているところでございます。このあたりにつきましては事実の記載というところになってございます。

続きまして5ページでございます。こちらは「元町公園と旧元町小学校の歴史性について」記載をしております。第3回の検討会の中で主に議論がされた部分かというふうに思いますが、元町公園、それから旧元町小学校の評価につきまして、3回の検討会のところではかなりご熱心にご議論いただきまして、いろいろな意見を頂戴いたしました。第3回の時に区として出させていただいた歴史性に関わる認識に、第3回の検討会でいろいろご提示いただきました意見等を含める形で、今回記載をさせていただいております。

この中で、公園との連続性や、一体的な空間整備がされていた点ですとか、鉄筋コンクリート造の採用、それから柱型を見せるデザイン。また自然換気ですとか採光を取り入れるための大きく窓を配置する配慮。さらに6ページのほうに、煙突が地域のランドマークであった点ですとか、階段室のデザイン等の特徴について記載をさせていただいております。

続きまして7ページでございます。こちらからが「保全、利活用にあたって」ということで、後半の、第3回、第4回にかけての議論、また実際に再度現場の中も見学していただく中でご意見を頂戴しております。そうしたところを今回素案ということなので、まだ文章化はできておりませんが、書かせていただいているところでございます。

まず公園でございますが、旧小学校と一体的な利活用のために、復元的な改修が必要となること。それから二つ目として、劣化の目立つ部分の改修が必要であること。それから三つ目のところでは、植栽の適正な管理ですとか、バリアフリーの対策が必要であろうということですね。それからにぎわいのある公園としての有効活用するための整備が必要であるというところ。そういったところが公園の課題としてはご意見をちょうだいしたところかなというふうに認識してございます。

それから旧小学校でございますが、耐震改修は終わっているものの、一般的には耐用年数を過ぎている鉄筋コンクリート造の建物、それから鉄骨造の建物への対応というものが、今後長期的な利用ということを考えた際には必要であるというご意見がございました。

また外壁、それからモルタルに関しましては、区の調査結果でも浮きや剥離が見られるということ、それからまた鉄筋の腐食ということも考えられるので、そういったものへの対応が必要であるということでございます。また全面的な防水対策も必要であるというお話。

それから設備系ですね。配管ですとか空調といった設備系については、全面的なやり替えが必要になるだろうということ。また公園と同様、バリアフリーが必要でと、公園との一体的な利用ということを視野に入れた場合に、校庭部分、それから擁壁部分、それから外周部分ですね。そういったものを含めて、公園との一体的な利用を視野に入れた改修が必要であるというところ。それから公共機能のお話も検討会の中ではたくさんいただきまして、現在は保育所として使っている。投票所や避難所としても使うということで位置づけられているところですが、そういった公共機能の拡充という点から、また公共と民間の利用区分等に関する工夫、それから民間活力の導入を見据えて、地下の活用を含めた有効な面積を確保する工夫が必要ではないかということも、大きな論点としては議論をされたということでございます。

最後に、地域の防災拠点として、今後こういった防災機能を確保していくのかということも、非常に大きなテーマかなというふうに思います。そういったところを課題としてまとめていただきます。

続きまして8ページでございます。今の課題に対しまして、では今後こういった視点でこの課題を解決していくのかということを中心とした部分をまとめた部分になります。その課題の解決にあたりまして、4つの視点を書かせていただきました。

まず第1点は「歴史性の継承」という視点でございます。この検討会で最も力を入れてご議論いただいた部分かと思っております。この中では公園との一体的利用、それから煙突などの創造的復元をはかる工夫が必要だということが、まず第1点目として挙げられます。

それから公園につきましては、見学の際にも見ていただきましたが、大谷石のモチーフ等がかなり劣化しているということもありましたので、そういったものについては一部を保存・修復。それから一体的な利用を考えた際に、公園の遊具や植栽の再配置、そういう工夫をした活用ということが重要ではないかということです。

それから旧小学校につきましては、腰壁、階段の手すり、天井、板張りの床、それから間口ですとか、手洗い場といったようなところについて、一部修復ということも挙がっております。

また周辺地域を含めた景観の調和ですとか、単に歴史を残すということではなくて、未来に向かって活用していくということが歴史性の継承ではないかということについても、大変重要なご指摘をいただきました。それが1点目の歴史性の継承の視点に基づいた記載になります。

続きまして2点目の「憩いやにぎわいの空間の創出」というところでございますが、利用者が気持

ちよく快適に過ごせる空間としての整備ということが非常に重要だということで、そういった中でお子さんをはじめ高齢者の方々、すべての人にとって使い勝手のいい、快適な空間を目指した整備。その中でセキュリティーの確保、それからバリアフリーや樹木整備等を行う必要性についてご議論をされたということで、視点の2として、こういったところをまとめてございます。

それから3点目の「リノベーションによる利活用」でございます。こちらについては主として物理的な劣化に対する、整備すべき項目について記載をさせていただいております。

続きまして9ページでございます。四つ目の視点といたしまして、「民間活力の導入」ということを書かせていただいております。大前提としまして、区民の貴重な財産として、今後も有効かつ安定的な活用を目指していくというためにどういったことが必要かということで、公共と民間の利活用の併存。それから維持管理コストを削減する工夫。さらには民間事業者の提案を募集して、アイデアを広く集めていくというようなことが重要ではないかというお話をいただいたということで、こちらにまとめてございます。

最後の4、「今後の整備に向けて」でございます。こちらについては限りのある議論の中で、大変重要なご指摘をいただきながら進めてきたところでございますが、今後整備に向けてさらに検討すべき事項ということでまとめております。

まず1点目については、区において公共機能、それから地域に開かれた機能のあり方を検討すること。それから民間活力の導入にあたっては、最適な事業スキームを構築するということが必要ではないかということです。それから、今後整備を行った後でございますが、新しい魅力というものも付け加わるということもありますし、歴史性を踏まえ、文化財登録ということについても、ぜひ検討をしていただきたいというお話もございましたので、そちらを4のところで記載をさせていただいております。

10ページ以降につきましては配布資料や図ということで、こちらは項目だけでございますが、次回の際にはこちらも現物をお付けして、見ていただければと思っております。

11ページについては検討会関連資料ということで、先ほど説明させていただいた通りでございます。説明については、以上でございます。

中林座長

はい、ありがとうございました。これまでの議論をまとめさせていただいて、まだ文章化されていないところもありますけれども、とりあえずこういう構成で提言書としていかがかということで、今日の素案ということです。

特に5ページから後ろのほうの記述が、ある意味ではこれまでの議論の集約ということにもなるのかなと思うんですけれども、それら含めて少しご意見、あるいはご要望等あればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

栗生委員

この会議のタイトルが「元町公園の保全および旧元町小学校の有効活用検討会議」ということで、これは第1回の委員会で、皆さんから話が出たんですけど、今回の提言のほうでは、「元町公園および旧元町小学校の保全有効活用」とまとめて、公園と小学校両方の保全有効活用であるという委員会での意見が反映されている。この形がいいんじゃないかと思います。

あと、これからの議論。今ざっとしたご説明なんで、内容が十分理解できてないですけども、この提言をまとめたものをどういう形で区民の方に伝えて、プロポーザル要項につなげていくかだと思うんですけども。我々委員会としてはそのプロポーザル要項に対して、何らかの提言なりあるいはチェックなりっていうことができるのかどうか。

今問題になってるオリンピック競技場のコンペにしても、要項をもうちょっときちんと見直すべきではなかったかという議論がたくさん出てるんですよ。だから要項作りって非常に重要だと思うので、それに我々が関与できるのかどうかというあたりも含めて、区のほうでどういうふうの方針を立てられているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

井内政策研究担当課長

まず今後のスケジュールといたしますか、今考えている予定といたしましては、今回は素案という形ですので、来年度、5月ぐらいに最終回ということで、その時に案として・・・。

栗生委員

あ、もう1回あるんですか。今日最終かと思っていました。

井内政策研究担当課長

次第では、今後の予定の説明というのを後でやる予定だったんですが、12月に第4回の見学会を追加で入れさせていただいたことがございまして。本来3月で終わりと考えていたのですが、そこまでなかなかまとめ切れなかったというところがございまして、1回遅れております。それでこの後、5月のご予定をぜひ調整させていただこうと思っていたんですが、5月の連休明けぐらいに最終回を。

栗生委員

ああ、そうですか。分かりました。すみません、先走って。

井内政策研究担当課長

ぜひやらせていただければと思っております。そこで最終的に、今日の素案を元に文章化したものを提言という形でお示しをさせていただきまして、そこでこの検討会議として、それについて

最終的なご了解をいただいて、提言としてはそこで完成ということになります。

その後、来年度中にかけて、「今後の整備に向けて」というところにもあります通り、その提言の範囲の中で、区としての今後の整備の考え方というところをもう少し具体的な形にしたものを、作成することを考えております。

そうしたものを作る中では、当然地元の方に対する説明というのも必要ですし、広くご意見をいただきながら、区として固めていくというのが来年度の重要なところになります。

また、プロポーザルの実施ということになるので、来年度実施までいけるかどうかというところはあるんですけども、そうした流れを考えております。私どもとしてはこの提言をいただいて、地元の方にご説明をさせていただき、地元の声も反映するような形でプロポーザル要項というのを作っていきますので。区としてはその提言とかけ離れた要項ができるということはないと考えています。

#### 佐藤企画政策部長

ちょっと補足をさせていただきますと、この検討会でいただいた提言を元に、あとは区のほうできちんとプロポーザルに向けた準備を進めていく。当然、住民の方への説明は行っていきますので、そこを踏まえながら進めていくことになると考えています。あとは具体的にプロポーザルを実施した時にどういう提案が出てくるのかというところで、もう一度そこは区として判断をしなくちゃいけないタイミングが来るんだろうとは思っているんですけども。

先ほど5月と言いましたのは、今回は素案ですので、今回は、報告書の案が出来上がりました、ああこれでいいですねと言っていたような、短時間でもお集まりいただくような回かなというイメージだったんですね。今回ある程度、資料となる写真も含めてお見せできれば、確かに今回が最終という考え方もあったんですけども。まだ今日ご意見をいただいた上で、もう一度と思っていますので。申し訳ありません、そこはもう1日、日程を割いていただければと思っています。

#### 在塚委員

今のお話を受けて、また少し。1回目の時に議論があったかと思うんですけど、この元町公園と旧元町小学校のことが課題ですけども、例えば本郷給水所公苑とのつながりなど、もう少し地域の中で位置づける。もちろん防災という意味で書き込まれていると思うんですけども、これからの中身ですとか、景観的にもまちづくりのなかに位置づくということがもうちょっとあっていいというのが1点。

それから、区がすることと新たに事業者に対してという二つの存在があるんですけど、やはり住民の存在がないという感じがありますね。公園もこの間見学させていただいて、今現在持っている魅力がある一方、まあちょっと荒れた感じがいたしました。

それはどっちが先か分からないけど、あまり住民が使っていない。私、住民の方の声もあって保存されたというのを聞いていたので、もっと住民の方がどんどん活用している所なのかと思ったら、どうもそういう雰囲気がないのがちょっと意外だったわけですね。それは、区の手入れの仕方が悪いとかじゃなくて、やっぱり行きにくい雰囲気にもうなってしまうわけですね。より良くする手入れとか、どう使うとかいうのに住民の方が参画していないから。

例えば私が知っている、生き生き使われている公園なんかだと、子どもさんのことを危ないとする、そこにまあ例えばプレイリーダーのような見守る目がある。それは職員ではなくて、区民のグループのそういう方が入っているから安心して生き生きとそこが使われて、わりあい柔軟な運用をしている。

そういうことによってちょっと荒れた感じはなくなって。やっぱり使っていると住民もそこをきれいにしたいとか、もう少し自分たちでこうするというふうにどんどんいい回転が行くと、まったく違った魅力の場所になってくると思うんですよ。

こうした仕組みのことはこの提言にどのぐらい書いたらいいのか分からないけれど、事業者への視点も提供するとともに、区の方はこの元町公園・旧小学校だけではなくて、その周辺も含めてここが生きるようなまちづくりをする。

自治体によってはそういうのをやる時、まちづくり協議会みたいな、まあ名前はいろいろかもしれませんが、そこでどういうふうにしていこうというのにも住民の方が入るみたいな形でやっていけるじゃないですか。そういう形がここに入っていないというのがもう一つの点。

もう一つは、ある時こういうふうなものにしよう決めても、時代が変わるとそれを柔軟に変化させていかないといけないような状況が起きる。だから集合住宅を作っても、その一部は今、高齢者のデイセンターや他の利用にしたりしながらその場所を公共的な場所として生かしていくというふうな、例えばそんなことが今起こっています。

ここもそういうことがあるかどうか分かりませんが、時代による需要に柔軟に対応するようなものであってほしいという時に、プロポーザルに応募してくださる事業者だけではなくて、そこに区とか住民とかが関わるといいう仕組みをつくるとか。ちょっと漠然とした意見ですけど、一応以上です。

中林座長

はい。何か事務局からありますか。

井内政策研究担当課長

今いただきましたご意見でございますが、元町公園や旧小学校の位置づけ等のことにつきまして、確かに1回目の議論のところでお話しいただいていたかと思えます。そのあたりは今回防災とか避難所ということの位置づけに絞って書いてしまったので。在塚先生からは、アカデミー推進



計画との整合性だとか、そういうお話もいただいたかと思しますので、少し広げて、周りのエリアにおいてこの施設をどういうふうな位置づけとして捉えるかというようなところは追記できるかと思っております。

それから次の住民の視点というところにつきましては、大変重要なご指摘と思っております。今回のまとめの中では、メインで議論されたところ、それから専門性の視点を生かして、建築ですとか文化財とかの面でご議論いただいたところを中心にまとめています。今後に向けた考え方を区のほうで作っていく中で、運営だとか維持だとか、そういうところに区民の方が入れるような仕組みなど、具体的なところを検討することになるかとは考えますが、住民の方たちもこの元町の利活用に関わっているという視点につきましては、こちらのほうでも反映できればということでごちょっと考えてみたいと思います。

佐久間みどり公園課長

よろしいですか。公園の全体的な整備をする際、周りの方とか、そういった方々に参加いただいて、いろんな意見をいただきながら、身近な公園について皆さんの意見を踏まえた公園をつくっていくという取り組みはしていますけれども、まったくフリーハンドで意見をいただいているわけですので、歴史性とか重視するものがある元町公園については、ある一定の条件みたいなものを整理した上で、住民の方々の意見を聞くという枠組みのほうがいいかなあというふうに思っております。今後具体的に整備という形になってきた時に、そういった条件を踏まえた上で、住民の皆さま方の意見を取り入れていくという流れになれば。

在塚委員

そうですね。その時に旧小学校と一体の利用についても何か意見が。

佐久間みどり公園課長

そうですね。今やっているのは、まったく最初からどういうかたちでも結構ですよみたいな感じで、意見を伺うようなかたちで身近な公園の整備をしていますから、それと同じ枠組みではちょっと元町公園のほうはやり方としてはどうかということもあるんです。

中林座長

はい。周辺の話っていうのは、8ページの「歴史性の継承」の4番目のマルのところ、「周辺地域を含め」ということで書いてある。語尾が「景観との調和」になっているので、景観の話のように受け取られてしまうと狭いんですが、ここにもう少しまちづくり的な発想での活用の仕方というようなことを付言するということでしょうかね。景観との調和だけではなくて、まちづくり的な視点での位置づけという、まあ回遊性とかいろんな言葉があるんですけども、それが周辺と

の関係としては一つ。

具体的には今後なんです、そのことを含めて区民の皆さんとの会話がないといけないんだろうと思います。また区民の皆さんとの会話で一番私が気になっている一つは、区民の財産であるという言葉。区の公共施設はすべて区民の財産だと言ってしまえばそれまでなんですけれども、今、旧元町小学校は区民の人が使えないですよ。

佐藤企画政策部長

保育所や病児、病後児保育をやっていますので、区民の方の利用に供しているということはありませんけれども、いわゆる自由に出入りをして使えるようなスペースという形ではありません。

中林座長

区民の方が地域活動をする場として使うことはないですよ。

佐藤企画政策部長

そうですね、今のところは。

中林座長

そこをどういうふうにするかというのは、私は一番気になってるところです。つまり当初からPFIとか、いろいろ民間に有効活用してもらおうというのが出てくると、活用する事業者にとって区民はone of themの顧客ですよ。むしろもっと広い、区内外に関わらずあそこに来てお金を落とすしてくれたり、有効に使ってくれる方がすべてユーザーというか、事業者にとっては大事な顧客ですから。

だから、そこをどういうふうにするか、ということで、7ページに「公民の利用区分等に関する工夫」という言葉を入れさせていただいたのは、そういうことです。

我々としては区民の方がどういうふうにあそこを使いたいかということを知りたいので、必要か必要じゃないのか、それは分かりません。しかし、卒業をされたたくさんの方々がおられて、そういう方々が、小学校はなくなったけれども、そこを何らかの活動の拠点に、というような思いがまったくないのかというと、そうでもないのかなという気もしてですね。

それに、区民がいろんな目的で利用できる施設としての立場を取るとすると、投票所というのは例えばいつ選挙が起きるか分からなくて、その時にもうその部屋は予約で埋まっています、ということでは対応できないわけですから、公共主導の空間を持たないと、公共的な利用についてはいろいろ制約が出てくるんじゃないかなと思います。今、投票所として使われている体育館は、どういうふうにするかとの間で使用にあたっての約束が取り交わされているのかわかりませんが、

公園はちょっと公民の区分ということではできないと思いますけれども、建物については、住民の関わり方という意味では民に任せる部分と公がイニシアチブを取る部分というのがあるのかどうかということを含めて、ちょっと考えていかないといけないかなあと考えています。

在塚委員

今おっしゃっているところ、「区民等による活用など、公共機能の拡充」と書いてある、この表現がもう少し膨らんでいるといいという感じもしますね。

中林座長

そうですね。ちょっと箇条書きになってしまっていますけれども。

藤井委員

ちょっとよろしいですか。先生方のご意見は私もまったくその通りだと思うんですけど、この7ページの話で、「保全・利活用のための課題」というところの項目が、ハードの問題とソフトの問題両方書いてあるんです。これの整理があんまりよく分からなくて。ハードが優先ならばハードを先に書いて、ソフトをどうやって使っていくのは最後にまとめて書いていただくと、すごくストーリーとして分かるんですけど。しかもここに書いてあることが、後ろ側の視点のところにもうまく対応してなくて。視点の項目としては、保全・利活用にあたっての課題のところに通りに出ているとすごく分かりやすい。

例えば、「親しみが持て、誰もが集える、賑わいのある公園として有効活用するための整備」ということで、ここに区民が関わることとかを書けばすごく分かりますよね。後ろを見なくてもそこで頭出しができています。

例えば、元町公園の場合だと一番上のところに「復元的改修」という言葉が入っている。これはもうちょっと後の問題だと思いますよね。むしろ2番目の項目とか、3番目の項目が頭に上がるといふように。ハードを先に書くんだったらそれから始めたほうがいい。最小限どうしてもしなきゃいけないハード系のことを先に書いて、それをベースにしながらどうやってソフト系のことに対応していくか。

例えば、旧元町小学校のほうは、ここには建物の歴史性の維持の話はどこにも出てこない。あれ、と思ったら後ろのほうでは出てくる。課題にないけど入ってくる。

在塚委員

ちょっとそうですね。筋道が分かりにくいですね。

佐藤企画政策部長

そうですね。かなり傷んでいるものですから、何とか雨漏りを防がなきゃとか、そういう話の方に一生懸命になっちゃって。

藤井委員

そうそう。それ、すごく正論なんですけどね。それは非常にベースになる話で、その次に歴史性の確保もしなきゃとちょっと書いていただいて。

栗生委員

さっき中林先生がおっしゃったんですけれども、やっぱり区民、住民の利活用が最重要、最優先だというあたりを前提にして。この提言を再度精査してまとめたものを下敷きにして、行政の方針がまとめられて、それからプロポーザルの要項ができるのでしょうか、そのプロポーザルの時に事業者をどういうふうにイメージするかというあたりが、すごく重要だと思うんですね。やっぱりこれはちょっと大きい資本のイメージを持たれてるのかなと。大きい民の資本が、資本の論理だけで物事を進めていくのではなく、どういう形で住民の方々の積極的な参加制度、さっき在塚先生が言われたようなことを担保することができるか。

私は小さい資本がコンソーシアムみたいなものを組んで対応して、しょっちゅう見直すことができるような柔軟な仕組みを持った事業体みたいなものもイメージされた上でのプロポーザル要項作りってというのが必要なんじゃないかなと思います。

それからやはり元町公園および旧小学校、これは一体のものだということは再三再四、各先生方言われていて、これの歴史的な価値。2023年を目指して、文京区は、この公園を一つのモデルケースとして考えているというあたりを、行政の方針としていずれはまとめられることをお願いしたいなというふうに思います。

中林座長

この提言書のまさに本体になるところが、今ご指摘あった7、8、9ページなんですよね。

この7ページの課題の書き出し方だと、この二つに終始した話になってしまいそうで。後ろの四つの視点、歴史性の継承と、憩いやにぎわいの空間の創出、それからリノベーションによる利活用、民間活力の導入、これが利活用にあたっての大事な視点だとすると、ここからフィードバックして、課題というのをもう一度整理し直したほうがいいのかとも思うんですが。

藤井委員

そうですね。

中林座長

元町公園と旧元町小学校というのが対象で、四つの視点があって、そういう2×4のマトリックスで整理していかないと抜け落ちが出そうな気がして、そういう整理を1回ちゃんとしてもらったほうがいいのかなと。つまり四つの視点に対して、元町公園にはどういう課題があるのか。その課題を解決するためにこういうふうを考えていくべきだというのが、いわゆる視点ということになるんだと思うんです。歴史性の継承ということに対する課題があって、何をどう継承するのかということをもう少し詳しく書いたところが視点になる、というような。ですから7ページと8、9ページの四つの視点というもののクロス表というか、そんな形でそれぞれに一度当てはめてみる。それから公園そのものの課題と、旧小学校そのものの課題と、一体利用するにあたっての課題。それから周辺との関わりというあたりが、整理する対象の空間領域としてはあるのかなと思いますけど。

井内政策研究担当課長

そうですね。今ご意見いただきまして、改めて見てみると、やっぱり課題から先に書いてしまっているなということで。ただ視点のところは、いろいろご議論いただいたことを盛り込みたいということもあって。それを逆にしてみるとやっぱり、課題のほうにちゃんと明確に記載されていない部分があるということでしたので、それは今委員長からもお話ありましたように、ちょっと1回逆に視点から見た時の課題というのを整理してみて、相関関係というか、そういうのが分かるような形で、整理をさせていただきたいと思います。

佐藤企画政策部長

あとですね、公園と旧小学校とはやっぱり一体的にとらえて保全・利活用という視点がある。公園は公園で課題があって、旧小学校側は旧小学校側で課題があるのですが、保全・利活用にあたっての視点は両方としてとらえないと、というところがどうしてもあるものですから。そういう意味では、視点についてはこれでとらえさせていただくにしても、今、担当課長からもありましたように、課題と視点の項目とがうまくリンクしているかについては再度確認をする。特に旧小学校の場合、どうしても古いところを直さなきゃが一生懸命になっちゃって、一体性のところはどこに書いてあるのと言われると、確かに視点には書いてあるのに課題には出てこないというのもありますので。そのあたりを含めてはもう一度。

在塚委員

課題という言葉がね、現状の問題、解決しなければならない問題点を越えた次の視点を含んでいるからですね。

佐藤企画政策部長

そうなんです。そこでちょっと重なっちゃったりする部分もあるんですけどね。

在塚委員

そうですね。だから現状の問題点というのを先に書くというのもありうると思うんですけど。でもやっぱり、こういう議論はまあ結構最初に理念というか、姿勢というか、そういうのがあって議論しているわけなので、この四つの視点が突然出てくるのではなく、全体としてこういう姿勢、というのがあって、それでこの1、2、3、4が出てきて、それに対する具体的な課題が出てくるのかなと思いますよね。この1、2、3、4で言うと、やっぱり2のところにもう少し住民のための場であるということが。憩いやにぎわいというと、誰の憩いやにぎわいか分からないじゃないですか。広域的な、みんなが来るようなにぎわいという感じも、もちろんあってもいいですけども。もっとその前にこの2番の書き方、もうちょっと地域に視点を入れた書き方にするといいんじゃないかっていう感じがしますけど。

佐藤企画政策部長

そうですね。先ほど説明の時に、子どもや高齢者、さまざまな人が集えるようにという説明が入っていましたから。そういった言葉を入れ込むんでしょうね、ここのところで。

在塚委員

ああ、そうですね。この2番のタイトル自体にそういうのがにじみ出たほうがいいとも思うんですけど。

藤井委員

歴史性の継承とか憩いやにぎわいとか、この項目の中も、ハードとソフトと歴史的なことがわりと混在して入っていて。例えば今の議論などでは、2のところではこれほとんど出口のハードのことばかり書いていて、ソフトのことは書いてないですよ。一番ソフトっぽいところにソフトの目標がないです。にぎわいのためにセキュリティーの確保、のように、主たる目的とそれに対応する処置というふうな書き方をきちんとしたほうが分かりますよね。1の歴史性の継承のところですと、例えば、「創建当初の設計意図である公園と小学校の一体利用は重要です」というのはこれソフトの話なんですけれども、次の煙突の話は、これは個別の話だから一つ後ろに持っていかないと。もうちょっと技術的な、歴史的な復元系の話なので。下にしたほうがいいでしょうね。

在塚委員

下にまた書いてありますしね。

藤井委員

要するに、「全体の問題としては公園と小学校の一体利用である」というふうに書いたほうがいいですね。あとはその個別な話が出ますけれども。それに三つ目の項目、これはいいんですけども、煙突の創造的復元や外周部の整除。この復元ということと、歴史を継承した活用というのは、これは並列に書くとたぶん分からなくなってしまうので別にしたほうがいいと思いますね。歴史的な創造的な復元、というのは上の文章で煙突の話もあるから。そうか、これは上の文章はいらぬということですよ。

佐藤企画政策部長

そうですね。同じ事柄がだぶっちゃいましたね。

藤井委員

ええ。ただね、創造的な復元という概念はたぶん建築の言葉ではないので、これはやめたほうがよくて、復元的な改修とか、そういう言い方をしたほうがいいと思いますね。いかにも活用にいいかのような印象を与えますけれども、例えば後で登録文化財の話などになってきますと、創造的な復元というふうに言ってしまうと、歴史的なものとは評価できないということになるので。これも復元、あるいは復元的な改修とか、修理とか、そういう言い方を徹底したほうがいいと思いますね。それをベースにして、歴史性を継承した活用をするということを述べる。それはとても正しい、いいことですから。

栗生委員

煙突を復元するというのは、私も賛成なんですけど、「創造的復元」とは言わないですよ。

藤井委員

まあ復元ですよ。もとあったままの、復元というだけですよ。

栗生委員

それも含めて、公園と小学校の創建当時の思いを可能な限り継承するというような。町全体の景観上のシルエットのようなものだとかということも含めてですけど。そういう、やはり創建当時の思いをできるだけ継承すると。その中で傷んだものは直し、創建当時あったけれどもなくなったものをできるだけ復元するというような形でしょうかね。それを前提にして利活用する。個別の話になると、階段の手すりだとか天井だとかいろいろ出てきますし、体育館はトップライトもあって魅力的な体育館で、うまく改修して使っていけたらいいねみたいな話も出て

くと思うんですけどね。

佐藤企画政策部長

前回、そのあたりはどこまでどうする形になるのかをお聞きしたら、それは提案に任せましようよということでしたよね。ただ、思いはきちんと伝えた上で、事業者の提案を待たないと、というお話でしたので、具体的にというより、こちらの思いが伝わるような書き方のほうがいいのかなと思うんですね。恐らくその次の段階、事業者提案の中で何が望ましいかというのは、また別の審査なり議論なりというところでご意見が出てくるんだろうなとは思っているんです。

明確に区のほうで100パーセント、ここはこうしてくれとか、ここは絶対こうする、と言うよりも提案を待つ部分とした方がいいんじゃないかというご意見だったものですから。ただ、基本的な考え方みたいなところは書かせていただくほうがいいかなとは、今お聞きしていて思ったんですけども。先ほどお話のあったスキームとか方策というのも、この段階ではなかなかまだ絞り込めない。それは9ページの中で、コスト削減の方策であったり、事業スキームの構築については、まだ今後のステージに向けて検討が必要ですよというところがそれに当たる文言だとは思っているんですけどもね。提言をいただいた後、具体的に区として詰めていく中でいろんなご意見が出てくるでしょうし、議論が出てくる部分かなとは思っているんです。何にしてもちょっと課題と視点のところはもう1回、マトリックスの形も含めて整理し直さないといけませんよね。

井内政策研究担当課長

課題と視点のところを整理して、ちゃんと漏れのないようにして。

あと今お話いただいているのが、大きな考え方っていうんですかね。歴史性の継承のまず大前提という大きな考え方を書いて、その要素といいますか、具体的な事例というか事象というか、そういうものを並べるというようなかたち。それから視点の中ではハードとソフトを切り分けて、漏れのないように。ハード的な視点、ソフト的な視点というような形で、おそらくどの項目にもそういう両方のものが入るのかなと思いますが、そのあたりを混じらないように整理をする。課題と視点を乖離させると。そういうようなところは、次回に向けてちょっと整理をしまいいります。

藤井委員

まあ普通的设计行為だと、ソフトから始まってハードで終わるので。これは初期条件としてハードがあって、それに対してソフトを次に考えて、その次のハードというのは要するに次の事業者が考えるということですね。

中林座長



今、藤井先生に整理していただいたとおりで、ハードから始まるんですが、このハードのどこまでが復元的修復する部分かというのと、どこは創造的に修復するか。まあ“創造的”という言葉は災害復興などで20年来、阪神大震災の後に「創造的復興」という言葉が使われて以降ですね。ただ単に元へ戻すだけではなく、未来に役に立つものを作っていこうという発想で。中越地震の際はとても復興なんかできない、人口減少地域なので復旧が関の山だと。それも創造的に取り組まないと無理だろうということで「創造的復旧」という言葉を使った。東日本大震災は創造的復興という言葉を使っている自治体が多いんですけども。昨日終幕した仙台会議も「創造的復興」とか「創造的復旧」という言葉を発信したいということで、“Build Back Better”っていう言い方で言っているんですけども、“Better”っていうのがその“創造的”にということなんです。ただここで言う歴史性の継承というのは、残すべきところはきちんと残すんだけど、復元だけではだめだっていうところがあり、このバリアフリーをどこまでやるかということですよ。校舎自体、玄関から校舎へ上がるだけで3段か4段の階段があって、1階のフロアすらバリアになっているという建物で、体育館がむしろフラットで校庭とつながっているほうが珍しいというか、なぜああいう発想になったのか。昔はツートンカラーのああいう校庭の舗装じゃなかったはずなので、砂ぼこりとか泥から考えたら、あんな外から子どもが砂を一緒に持ってくるような作り方の方が、私にとっては珍しいというか、用務員さんは大変だったろうなというふうに思うんですけども。その辺の設計の特徴をどういうふうに表現するかというところが、復元的な修理と、かつこれからの時代に合わせてやっぱり創造的に取り組まなければいけないところはあると思います。

栗生委員

そうですね。

中林座長

だからこそ、何は守ってほしいんだということをしっかり言うということが確かに大事なんだなと改めて思ったところですが。やはりプロポーザルする側から見ると、どこまでやらせてくれるのという自由度のあたりが非常に重要な取り引きというか、駆け引きというか、発想の幅になるので。そこをきちんと、この提案書でどこまで書き切れるかというあたりは少し自信はないですけど。逆に最初に栗生先生からお話があったように、この提案をどういうふうにプロポーザルの要項なり、あるいは今後の仕様にしていくのかというあたりが、どこまできちんと書き込むのかという、区分をするのかというあたりにつながる課題だと思うんですね。だからそういう点を、先生がたの意見も伺いながら、9ページの「今後の整備に向けて」というところにもっと書き込まなきゃいけないのかなって、そんなふうに思いました。8ページの「歴史性の継承」の一番最後に、単に歴史を残すだけではなくて未来に生かすという、歴史性の継承というようなことを書いてあるのは、若干その辺の残す部分と未来、作る部分と、その両方の視点が必要だというこ

とで。未来に生かすほうがどんどん大きくなってくると、極端に言うと、同潤会のアパートみたいに手すりだけ残っていると、記録で写真と文章残してあるからそれで文化は残ったんだという話になってしまうので、そうではないぞ、残すことをきちんと踏まえた上でやるんだという、その辺の塩梅ですよ。そこが非常に難しくなってくると。

佐藤企画政策部長

両方の言葉を入れたいですね。復元的な改修という単語と、創造的な復元という視点と。両方うまく入れ込んだ文章を作って。

藤井委員

そうですね。復元的な改修というのは非常に個別的ですごく分かりやすいので。全体としては、現在きちんと使えるということを保証していくということですかね。現在もしくは近未来ですよ。現代的な使用ができると。ただもうこれは、建築基準法に乗るということははっきりしてるので、それに見合うことは当然、当たり前のことで。

中林座長

そうですね。うん。

藤井委員

ですから中林先生おっしゃったように、バリアフリーの問題とか、構造補強の問題。これはもう建築、窓とか外壁の問題とか。みんなこの基準法の問題ですからね。

中林座長

消防法の問題とかね。

藤井委員

安全性の問題は、もうそれは歴史性は優越しないわけですよ、っていう。

在塚委員

でもバリアフリーはね、ちょっと歴史性を優越する面もあるかと思いますね。

藤井委員

ありますか。

在塚委員

バリアフリーって絶対的な一つの答えがあるというわけではなくて、どこもスロープにしてしまえばいいとかいう問題ではないので。歴史的に重要な部分は保存して、必ず別のルートで行けるようにする。

藤井委員

一箇所ですまくやれば大丈夫ですよ。

栗生委員

そうそう。今はほとんどそういう解決ですよ。

佐藤企画政策部長

そこも兼ね合いですよ。

在塚委員

ええ、そうです、そうです。

いや、ほんとにね、スロープなんか危ない場合がありますよ、滑って。

それよりゆったりした階段の方がずっといい。とくに車いす介助の場合。わりと車いすのことはばかり考えるんですけど、いろんなハンディキャップがありますから。今ほんとに単純なバリアフリーが出回っていて心配ですよ。

藤井委員

そうですね。工夫したバリアフリーですね。

栗生委員

これは提言に盛り込む内容ではないとは思いますが、この提言が最終的にまとまりますよね。それに対して住民の説明その他も含めて、区の方針みたいなものがある。それを前提にプロポーザル要項。そして、プロポーザルが出てきて、その提案を待つということですが、提案で選んでしまうと、もうなかなか後戻りができない事例が多いんですよ。ですからその提案されたものに対しても、ものが言える。提言が絶対ではないわけで、どこかで見落としもあるだろうし、あるいはもうちょっとこのところ考えてほしいとか、修正してほしいというようなやり取りができるような仕組みを、最初に要項の中に盛り込んでおくっていいですかね。そうしないと、企業のロジックだけでどんどん行ってしまおうということになりかねない。

佐藤企画政策部長

今後のスキームづくりですね。仕組みの中にそうしたことが入れられないかということですよ。

鵜沼施設管理課長

この件ではないんですけど、藤井先生にもお力を借りた松聲閣の建築工事にあたってなんですが、そのプロポーザルの要項そのまま実現できる場合と、できない場合があります。契約を結ぶ予定者を選んで、そこから仕様書を作るのに、やはりすごく相手方と詰めていかないといけない。請負工事契約の前提となる仕様書だったので、そこはほんとにシビアに作らせていただいたんです。それに準ずるような作業が必要であることを先にエントリーして募集をかける、ということではできると思うんですよ。プロポーザルでやる時に、作り込んでこられる方はもうこれが一番と思って、それをやらせてくれるんだと思ってくるんですけど、それはあくまでも選ぶ段階での提案であって、やることをその時点で決めるわけではなくて、その方とこれから約束を取り決めて進んでいくということにしないと、絶対うまくいかないと思っているんですが。選んでもらったからには、提案したことをすべてやらせてもらえるんだと思っている方が比較的多いので。

藤井委員

それは制度上の問題だと思うんですけどね。詳しいことは分かりませんが。プロポーザルの時の提案というのは、区側が全部それを、著作権のような問題を全部いただいてしまうと。要するに携わる人を決めてるんだみたいな、そういう考え方なんじゃないかな。

鵜沼施設管理課長

コンペティション的なプロポーザルみたいになっている傾向があるんですけど、あくまでもコンペとプロポーザルは違う仕組みですので。厳密に言えば、その作品といいますか、その提案を丸呑みでお墨付きを与えるという前提では考えていない。ただせっかく一生懸命考えてくださったものを全部フラットにしなさいっていうのでもない。ですから、すべて承認したわけではないので、承認するためにも協議しなければいけない作業があるということを先にきちんと出す。

栗生委員

そうですね。それを明記したほうがいいですね。要項の中に。

中林座長

だからそのプロポーザルも、先ほど来出ているように、ハードの部分のプロポーザルとソフト部分のプロポーザルっていうものがきちんと分けられるんだと思いますよ。更地に設計する時のプロポーザルではないんだよということと、一体での利活用なんだよというプロポーザルになるの

で、ある意味ではソフトについてはいろいろ提案いただいて、後は協議ですという話でしょう。ハードの部分もある意味では提案いただいて協議させていただきという前提で、プロポーザルをしてもらうということにならざるを得ないんじゃないですか。更地じゃないというか、ハードから始まってソフトを考えて、またそれに対するハードを考えるという、その流れで言うと普通的设计なんかとはだいぶ違うよということなので。仕様書ではたぶん書き切れないから、とにかく協議だという、その一言を区が握っていないと、イニシアチブ取られちゃいますから。

鵜沼施設管理課長

そういった文言を入れる時もありますし、入れない時もあるんですけど。入れていない時は、必ずその提案を受ける時に、この通りにはなりませんけれどもよろしいですねということは、必ず言うようにしています。

栗生委員

そこは要項にちゃんと明記したほうがいいと思いますけどね。やはり提案されてきたものには、たぶんハードもソフトも含めていい提案がたくさんあると思いますが、7割か8割その提案通りであっても、残りの2割3割の部分はもうちょっとこうしてほしいとか、こういうところは最初の提言から考えてもちょっと違う方向なんではないかとか、そういう協議の場というか、それが必要になりますよということはきちんと伝えておくことですね。

井内政策研究担当課長

そうですね。はい。

藤井委員

その前にあった松聲閣の件は、古い建物があって、真ん中は新しく建てて、それで全体の設計なんですよね。かなり今回のケースに近いといえば近いです。それをとった事業者が調査しているうちに古いことがどんどん分かってきて、ちょっとずつ変わって、元の仕様に復元しよう、それで真ん中につなぎの施設を入れてという。やはり、それを引き受けた側がどう考えるかというのはすごく重要で。それはうまくいく場合もあるし、そうじゃない場合もあるんでしょうけどね。まあどっちにしろ区のほうがかなり関わって密接な連携プレーを取らないと、こういう仕事ってうまくいかない。

中林座長

だから、さっき著作権とかいう話もありましたけど、区と民間との共同作業で、要するに共同著作権ぐらいのつもりでやったほうがいいんじゃないでしょうか。何かそういう建築とか、いろん

な分野の表彰みたいなことの交渉になった時も、必ず文京区とその事業者とがペアで動くというか、責任取るという、そういう体制にしないとだめなんですよ。

鵜沼施設管理課長

それができるケースとできないケースがありますよね。申し訳ないですけど著作権を放棄してください、とはしないんですけど、納めていただいた時には、こちらが必要な時はこちらの事情に合わせて使わせていただきますっていうかたちでしかないのです。ただ賞が設計そのものに贈られるものに私たちが手を上げられるかということ、やっぱりそういうものではないので。そうすると設計作業も区と一緒にやるということにするのか、お任せしたものを承認するかということの兼ね合いになると、設計委託料を低減したり低減しなかったりっていうこともあるので、それはあまりプロポーザルの段階でつまびらかにするよりは、それこそ協議の中で決めていったほうが合理的なような気がします。

栗生委員

まあ海外事例で多いんですけども、コンペで選ばれた最優秀案が発表された後に住民の反対がおきて、住民投票までいってボツにしたという事例が海外ではいくつもあるんですよ。区民、住民を最優先に考えるとそういうケースもありうるということを前提に、プロポーザルをするってことも必要だと思うんですよ。

佐藤企画政策部長

でもプロポーザルで選定する際の審査には、地域の方、代表でどなたかに加わっていただくということは当然お願いしていくので、その中でいろんな意見もまたお聞かせいただけるのかな、とは思っています。この提言をいただいて、また地域の方からのお声も届くでしょうしというのものですから。その段階踏みながら進めていければとは思っていますけれども。

中林座長

そうそう。

藤井委員

今後の整備に向けてのようところが今、話になってると思うんですけども、一番最後に「文化財登録の検討を望まれます」という一言が入っていて、これは今回の議論の中では一応これは考えないということになったので。ですけど、文化財登録をするというふうに、目標とします、できるようにしますというふうな言い方をもしると、どういうことを意味するかということ、外壁の保存、外観はあまり変えないとか、例えば今の外壁のようにタイルを貼らないとか、そ

うことを意味するので。

これはこれで有効なんですけれども、応募者側がどう思うかですね。どういう規制がかかるかと思うか。技術的にどういうものを使えばいいかとなる。難しい表現だと思うんですけど。応募する側がどういう印象を持つかですね。逆に文化財側から言うと、もし登録文化財であれば、外観を半分以上変えちゃいけないということですが、中はどうしてもいいんですよ、登録文化財というのは。だからすごくある意味では緩い規制。

在塚委員

部分でも登録しますからね。

藤井委員

そうです。非常に緩いんです。だから文化財の制度を知ってる側から見るとものすごく緩いんだけど、一般的には厳しいという。だからちょっと二の足を踏むみたいなことが起きるかもしれない。要するに文化財は一種の縛りみたいな使い方をするんだけど、実際には内実、差が大きい。ほんとに緩いんです。

佐藤企画政策部長

前回も、中は何分の一までいじっていいみたいなお話が出ていて、整備がきちんとできた暁には、区としてのそうした検討はぜひというご意見があったのでこの文章なんですけど。どういう表現が一番いいんですかね。

藤井委員

お茶の水女子大が登録になりましたよね。だからああいうイメージがあれば、サンプルとしてね。すぐ分かる。東大の1号館もそう。修理した後、登録ですね。古い建物を改修して新しい目的に使っていくという時に、どういう縛りをかけようかということで、整備した後に登録文化財になるようにするというのを縛りにすることにしたんですけど。

佐藤企画政策部長

ああ、なるほど。

藤井委員

いいことはいいですよ、うん。まあ外観をいじるという意味で使うのはとても有効だと思うんですけどね。応募者が二の足を踏まないようにですね、設計の。

井内政策研究担当課長

この意味がどういうことなんだ、どういう制約がかかるんだということが、分かるようにというところ。

鵜沼施設管理課長

たぶん応募者は質問してくると思うので。すごくこう、自分たちの制約に関わることだから。その時にどういうアンサーを準備しておくかということですよ。ハードを担う側からすると、整備してから文化財登録をするか、する前に整備するか、後にしてくれるのであれば、ほんとにそれに越したことはないというのがハードの人たちの考え方なんです。

国立公衆衛生院というのは、整備をしてから登録を目指しますと言っていて、一つの考え方を先に示して、整備、バリアフリーですとか新しい機能をやれる範囲でやって、きちんとした上で、残せたものを登録するという。たぶん私が選ぶとするとそういうほうがいいなあって思うんですが。まあそれが提言書にどこまで記載するべきなのかということをご議論いただければと。

佐藤企画政策部長

これまでも、整備が終わった時にはそういった視点でというところがずっとあったので、そのあたりを意識したような書きぶりですかね。これも、そういう文章になっているんですけどね。

藤井委員

検討も望まれますでなくて、検討しますって書くと、目標ははっきりしますよね。これだとどっちでもいいみたいな感じですね。

佐藤企画政策部長

そうですね。ただこの提言でいただくとなると、ここまでの書きぶりかなというのがあったものですから。

栗生委員

提言としたらそうかもしれないですね。

藤井委員

そうですね。文化財当局との関係もありますからね。

佐藤企画政策部長

そうです。それを受けて、区として判断する時に、そこを尊重して宣言するかたちになるかなと



は思ってるんですね。

在塚委員

「検討も」の「も」がずいぶん弱いんですね。

藤井委員

検討が、ならいいけど。こういったトーンがあると、登録文化財に、要するに教育委員会を通して文化財当局へなんかの判断をしていないというのは、ちょっと不思議なんですけどね。

佐藤企画政策部長

ずっとその利活用についての議論が進まなかった部分もありますから、これをきっかけに思っているんですけどね。

在塚委員

区の文化財審議会ってありますよね。その後ご意見、これに対して出してきてないんですか。

佐藤企画政策部長

これに対しては無いですね。

中林座長

これ公園と学校を文化財登録する場合には、別々にするものですか。審査の基準が違うとか、建築物と公園で公園というのはいないんですか。

在塚委員

史跡とか、そっちですか。

藤井委員

いや、これはどうでしょうね。そこに建っている一群の建物としてやれるんじゃないでしょうか。建築でやれるんじゃないでしょうか。公園施設。

在塚委員

あ、そうですね。公園じゃなくて公園のもの、中のものはできます。

藤井委員

公園施設の中のパーツ群として。土地はそれがあある場所、という認識でしたら。

中林座長

なるほど。そうすると大谷石の階段とかいろいろ、パーゴラとか。ああいうものを一連の施設で。

藤井委員

できると思います。

中林座長

復元公園としてというような。いや復興公園か。そういう登録ができるだろうと。

在塚委員

できると思います。街灯とか、そういうのでもありますからね。

佐藤企画政策部長

一体で考えるというところがずっとありましたので、最終的にそういった議論になった時は当然、一体を意識したようなかたちになると思ってるんですけどもね。

中林座長

まあ今の段階から言うと、事前登録は時間的にも無理でしょうし。

在塚委員

それはそうです。

中林座長

今の学校の使い方で見ると、あんまりね。外側のパイプ外せとかって言われかねないので。

藤井委員

そんなに厳しくないの、全然大丈夫ですよ。

在塚委員

そうですよ。

中林座長

ただそのモルタルをどう評価するかというのは難しいというか、文化としては確かにそうなんですけど。国立公衆衛生院、あそこもタイルですよ。東大の1号館もタイルですよ。

藤井委員

そうですね。

中林座長

今のモルタル、恐らくモルタル全部取り換えるでしょう。それでまたモルタルにするのかどうかというのがまた考えどころでしょうか。

鵜沼施設管理課長

いや、それはあんまりやりたくないです。モルタルっていうのはなくはないんですけど、そうするともうほんとに制限されてしまう。

藤井委員

最初っからモルタルですよ、たぶん。

中林座長

タイルをモルタルにしたわけじゃないでしょうね。

鵜沼施設管理課長

復興小学校だと昭和2年とか、そのぐらいになるはずで、その復興小学校群だとするともう少し後ろになるんですけど。そうですね、モルタルだと思います。最初から。

中林座長

たぶん百何十校作ったんで、東京市もお金がそんなにあるわけじゃないから。内部の凝り方に比べると、言ってしまうえばそっけなくなったなというのが。

鵜沼施設管理課長

そうなんだと思うんです。その時にほんとに一番いいものを選んで、いいものを残してきたという外観であれば、もう決まりなんでしょうけども。セカンドベスト、サードベストの外観を、傷んできたから元に戻すということありきでなくてもいいのかなというふうに。そこは少し幅を持たせて。

中林座長

そうですね。

藤井委員

例えば、リノリウムという素材、昔ありましたね。最初リノリウムの建物が、後で貼り替えようとするときリノリウムはもうないんですね。その時どうするかというと、すごく厳しい文化財ルールにのっとると、リノリウムをもう1回製造すると。それがだめなら似たような代替品にして。もっといいとか、現代的にいいもので代替していくっていう。

鵜沼施設管理課長

ですけど、確かに白金の朝香宮邸は壁紙から起こしたりしましたよね。

藤井委員

ああ、そうそう。ありましたね。

在塚委員

それはしなくていいでしょう。

藤井委員

それはしなくていいと思うんですけどね。外壁、リシンを吹き付けてそんなにお金かからないじゃないですか。安い仕上げではないんですか。高いんですか、むしろ。

在塚委員

いや、安いでしょう。比較的言えば安いんじゃないですか。

藤井委員

そうですね。その代わりに、30年にいっぺんぐらいは塗り替えなきゃいけませんけど。

鵜沼施設管理課長

歴史的なものとか施工性はそうなんですけど、私たちがこれから新たに計画する時に、材料にモルタルを選びますかということ、もう少し違うものを選ぶので。

藤井委員

ああ、そうですか。

栗生委員

材料は違ってきて、現代的でもっと強い強度のものね。

鵜沼施設管理課長

そうです。

栗生委員

東京駅でも天蓋のレリーフ状のもの、あれ今違う。危険のない、割れないようなものに変えてますしね。

藤井委員

似たような、同じようなパーツで、少し内容が代替、いうことになれば。

鵜沼施設管理課長

そういうことであればまた広がるんですけど、モルタルでびしっとその後セメントと水、ってなってしまうと、それはできればもう少し幅を持たせていただく。

中林座長

そのへんは裁量の幅に入るんですか。文化財という話になると。

在塚委員

私は聞いたことない。モルタルのってあります？

藤井委員

モルタルの文化財はそうない。

鵜沼施設管理課長

漆喰ですとかまあ、そういったものでこて細工ならあると思うんですけど、モルタルってある意味機能的に必要なだからならしてるわけで。

栗生委員

横浜の法廷の移築復元というのをやった時に、沖縄トラパーチンを使った階段の手すりなんかあるんですけども、それが現代では手に入らない。で、代替で同じようなものを選ぶとかね。もち

るん今のリノリウムみたいな話も当然出てくるわけですよ。それはやむを得ないですよ。新たに作れとまでは、ちょっとできないですから。

中林座長

東京駅のスレートも、石巻市の雄勝のスレートが津波でだいぶやられちゃったんですよ。東京駅に搬入する直前に津波が来て。それで、急ぎょヨーロッパから輸入するということに、JR東日本はしたらしいけど、建築学会で反対の署名があって。結局海水かぶったスレートを全部水洗いして、割れなかった使えるスレートを乾燥して出して、4分の3は雄勝産を使った。なぜ雄勝のスレートかっていうのは、そもそもあの設計の時のスレートが雄勝のスレートだからですよ。だから「それで再生を」という、今のまさに現場まで戻れという取り組みでした。でも、JR東日本としては工期が大事で、スペインかどこかから輸入したらしいんですけど。外から見るとあれはスペインでこれが雄勝って全然分かりませんね。

在塚委員

わりと、裏のほうにスペインのを使ったって言ってました。

中林座長

ああ、そうですか。じゃ裏側を見ると分かるのかね。光り方が違うとか。

藤井委員

まあレンガはレンガでちゃんと作って。うちの1号棟とかね、似て非なる代替の。

中林座長

試作品をいっぱい作って。

藤井委員

まあ普通の修理だったら別にどうってことはないんですけどね。

栗生委員

そうですね。

藤井委員

どうせ汚れちゃいますからね。

栗生委員

時間がたつと落ち着いてくる。

藤井委員

そう、落ち着いてくるんです。よく見ると削り方が、スクラッチタイルは古いのだと手でやっているの、土のめくれ方が手仕事と工場仕事はかなり違うんですね。

中林座長

文化財として外壁、つまり外観という話で、質感も含めてどうなのかという話はあるでしょうけれども、まあ今後長く使うということもあり、また屋根防水とか、壁も含めて防水をきちんとやらないといけないということも含めると、モルタルっていう発想はなくなっちゃうのかなという気はしますので。

藤井委員

そうですね。防水がとにかく性能悪いと大問題ですから。今、木造建築の文化財も大体、下にルーフィングをやっぱりひいているんですね。下に水が漏れないようにしているんですね。

中林座長

だからちょっとこの点について、「文化財登録が望まれます」ぐらいに書いておいて。逆にその文化財登録であまり足を引っ張らないように、きちんと使えるようにしていくことのほうが大事だと思うんですね。

栗生委員

そういうことですね。

中林座長

他にはどうでしょうかね。まあいろいろ今ご意見いただいて、7ページから後の構成その他、これも事務局でまたお考えいただくとしても。さっきマトリックスでの整理みたいなことを言ったんですが、それをたぶん作っても、資料になるだけだと思うんですね。提言書としてはやはり文章化しないといけないので。そうすると保全・利活用のための課題というところを、今は元町公園と旧元町小学校という二つだけになっているんですけど、それは残すとして、むしろそれらの一体的な利活用の課題、それから地域づくりとかまちづくりの課題というようなことを入れて、そこに例えば区民の参加の問題であったり、民間活力を利用していくというような問題も含めて、ハードというよりはソフトを中心に、まちづくりとしてこれらをどう活用していくのかというよ

うな課題の整理ができるといいかなと、ちょっと思いました。それらの課題を解決する視点として8ページ、9ページの視点ということですが、それは1番が歴史性の継承。2番が憩いやにぎわいの空間の創出。それから3番がリノベーションによる利活用。4番が民間活力の導入。とりあえずこの項目順で整理していただければいいのかなと。

歴史性の継承というところには一体的な保全、活用の課題を歴史的にどう継承していくのかというようなことでしょうし、にぎやかな空間の創出というところには、一体的な利活用とか地域づくり、まちづくりみたいな、これまでとは違うソフト含めた取り組みが大事だということになるでしょう。それから先ほどの復元的修復と創造的復元、利活用というところではこのリノベーションによる利活用というところに、リノベーションと言ってしまうと復元的修復という意味がないのかもしれませんが、何は守り、何を活用していくのかということのを改めて整理し直してみようということで3番を整理していただく。

そして、この民間活力の導入ですが、地域の意見も含めて、公の部分と民の部分の仕切りの問題というのをきちんとわきまえておかないといけない、そういう視点が大事だということを、民間活力を導入するにあたっての視点ということで、そんな整理を少しさせていただく。そのためにマトリックスでそれぞれどこに引っ掛かる課題なのかということのを整理していただくと、読み取りやすいかなと思いました。

それから4番の今後の整備に向けてですが、これは、今後の整備に向けてなのか、今後に向けてなのか。今後に向けて、でも良さそうな気がするんですけどね。我々の提言に対して、この提言を今後どういうふうにしてほしいのかということであると、整備というのはちょっとハード系にイメージされる。

それ以外にちょっとこれ書き方難しいですが、アイデアいただきながら一つ追加する項目としては、プロポーザルのあり方というのか、今後これをどういうふう展開していくのか、要項の問題であったり仕様の問題であったり、その中に適切な事業スキームの構築だとか、あるいは長期にわたる維持管理計画をきちんと作っておかなきゃいけないことだとかいうのも入ってくるのかなと思います。それから区と民間事業者との関係性ですよね。コラボレートする関係性を持って作り、今後の運営もしていくということになるんだろうと思います。

それからもう一つの大きい関わりが、区民との関わり方、あるいは区民の関わり方ですかね。行政と区民の関わり方ではなくて、区民がそこにどう関わるかということです。先ほど説明会をやるお話ありましたが、区民の皆さんの意向なり意見なり、どういうふう今後利活用するかというようなことをきちんと押さえていただくことで、公と民の区分の話もできてくる。大きな区分が必要なのか、わりとルーズに何とかなりそうということになるのか、そのあたりの見極めはやはり区民の皆さんの意見をきちんと聞いて、コミュニケーションをきちんとしてもらわないと難しいかなと。



佐藤企画政策部長

それはこれに限らず、何をやるにしてもですよね。

中林座長

そのあたりを少し補足して、「今後に向けて」ということで、いかがでしょうかね。他にまだ今後に向けての少し課題なり。一番最初にお話のあった、結局我々はどこまで付き合うのかなという点もいかがでしょうか。

佐藤企画政策部長

プロポーザルで審査をする時には、委員のどなたかにご協力をまたお願いすることになるかなとは思っているんですけどね。それはちょっとまたご相談させてください。

中林座長

まあここまで議論してきた責任を区民に対して取るという意味では、若干ね。我々はこんな議論をしていたんだっていうことを思い直すためには、全員じゃなくても参加する責任があるという意味で承っておきます。

佐藤企画政策部長

恐れ入ります。ありがとうございます。

井内政策研究担当課長

ありがとうございます。今の委員長のまとめの中でいただいたところを、事務局として修正をさせていただきます。一度素案の修正版というところで皆さんに確認をさせていただいてもよろしいですかね。最終が5月になりますので、その前に一度。

佐藤企画政策部長

座長とまたやり取りさせていただいて、その上でじゃあ確認をという形で。

中林座長

じゃあ連休中か、連休前ぐらいに。赤を入れてくださいというのが回るぐらいのつもりで進めさせていただくことになりませんか。

佐藤企画政策部長

そうですね。頑張ります。

井内政策研究担当課長

今後の日程につきましては、ゴールデンウィーク明け、そのあたりでご都合等お伺いをさせていただきたいと思います。以上で本日の次第につきましては終了となりますが、特に何か追加ということでありますでしょうか。

中林座長

先生がたにちょっとお目通しいただいて、前半のほうについても何かお気づきがあったら事務局のほうにご連絡いただくということをお願いしておきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。一つだけちょっと教えてください。4ページの周辺の施設の中で「本郷給水所」ってあるんですけど、これは都の水道局かなんかのものなんですか？

鵜沼施設管理課長

東京都のものです。その上がバラの咲く区立の公園になります。本郷給水所に併設されて水道歴史館というものもあって、在塚先生はこちらに行って、この辺も視野に入れながらみたいなことを最初おっしゃっていただいていたかと。

中林座長

それは災害時にここで給水する給水拠点にもなっているんですか。

鵜沼施設管理課長

なと思います。

中林座長

はい、分かりました。何なのかなって改めて思っちゃったんです。

在塚委員

ぜひ1回ほんとに。東京都の水道のことについていろいろ分かりますよ、行くと。

栗生委員

水道歴史館はもうちょっとPRしたほうがいいと思うんだけど。知らない人多いですもんね。あれもよくできてると思うんだけど。

佐藤企画政策部長

文京区のミュージアムのネットワーク、「ミューズネット」と呼んでいるんですけど、区内にあるいろんな歴史館とか博物館とかをつなぐところで、水道歴史館も入っているし、印刷博物館なども入っています。そこではご案内しているんですけどもね。

栗生委員

ミニミュージアムまで入れるとすごくたくさんあるんですよね。

佐藤企画政策部長

そうですね。たくさんあります。

在塚委員

さすが文京区ですね。

中林座長

はい。じゃあ一応予定を全部こなしただことにはなりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。じゃあ今日はこれでよろしいですか。

(異議なし)

今後の予定

次回日程

5月中旬以降 日程は後日調整する